

平成30年第2回柳津町議会定例会会議録

第3日 平成30年6月15日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 岩 淵 清 幸	6番 小 林 功	9番 田 崎 為 浩
2番 磯 目 泰 彦	7番 菊 地 正	10番 鈴 木 吉 信
3番 伊 藤 純	8番 齋 藤 正 志	11番 伊 藤 昭 一
5番 田 崎 信 二		

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 井 関 庄 一	建設課長 横 田 勝 則
総務課長 角 田 弘	保育所長 佐 藤 清 子
出納室長 新井田 理 恵	教 育 長 目 黒 健 一 郎
町民課長 金 子 佳 弘	教 育 課 長 横 井 伸 也
地域振興課長 菊 地 淳 一	公 民 館 長 天 野 美 穂

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 舩 木 慎 弥 副 主 査 早 川 直 美

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1	報告第 1 号	総務文教常任委員会付託案件審査結果報告
日程第 2	報告第 1 号	産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告
日程第 3		会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告について
日程第 4	議案第 5 2 号	専決処分の承認を求めることについて（税条例）
日程第 5	議案第 5 3 号	平成30年度柳津町一般会計補正予算
日程第 6	議案第 5 4 号	平成30年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
日程第 7	議案第 5 5 号	平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

- 日程第 8 議案第 56 号 平成 30 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第 57 号 平成 30 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第 10 議案第 58 号 平成 30 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 11 議案第 59 号 平成 30 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 12 議案第 60 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 13 議案第 61 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 14 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 15 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 16 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 17 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 18 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 日程第 19 報告第 5 号 平成 29 年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 20 報告第 6 号 会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について
- 日程第 21 議員の派遣について
- 追加日程第 1 議案第 62 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 2 議案第 63 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 3 議案第 64 号 除雪機械の購入について
- 追加日程第 4 議員提出議案第 1 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童
生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について
- 追加日程第 5 議員提出議案第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
の提出について

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

欠席の報告をいたします。

副町長、矢部良一君が公務のため欠席となりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第1号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田崎信二君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

おはようございます。

報告第1号

総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

平成30年第2回柳津町議会定例会において本委員会に付託された陳情第1号について、平成30年6月14日に教育課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

1. 陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

平成30年6月15日

柳津町議会総務文教常任委員会

委員長 田崎信二

柳津町議会議長 伊藤昭一 殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの総務文教常任委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第2、報告第1号「産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、齋藤正志君。

○産業厚生常任委員会委員長（登壇）

報告第1号

産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告

平成30年第2回柳津町議会定例会において本委員会に付託された陳情第2号について、平成30年6月14日に地域振興課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

1. 陳情第2号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上報告いたします。

平成30年6月15日

柳津町議会産業厚生常任委員会

委員長 齋藤正志

柳津町議会議長 伊藤昭一 殿

○議長

お諮りいたします。

ただいまの産業厚生常任委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、産業厚生常任委員長の報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第3、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

6番、小林 功君。

○6番(登壇)

おはようございます。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告をいたします。

去る6月6日、組合庁舎4階講堂において議会臨時会が開催されました。管理者提出案件は5件です。そのうち予算案件は1件で、平成29年度・30年度の2カ年継続事業の会津坂下消防署建設事業について、契約金額の確定に伴い、平成29年度一般会計補正予算において事業費を変更したところでありますが、湧水による土どめ工事が必要となることから事業費を増額しようとするものであります。増額する額は604万7,000円であります。

次に、契約案件であります。まず有機性廃棄物リサイクル推進施設——これは、し尿処理施設であります——整備運営事業建設工事に当たり、会津若松地方広域市町村圏整備組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。本事業は、本組合が本件施設の設計、建設及び運転管理に係る資金を調達し、事業者が設計建設及びその後の運転管理——これは15年間であります——を一括して行うDBO方式により実施をするものでございます。この契約金額は、建設工事請負契約と運転管理業務委託契約を合わせて88億9,247万4,840円とするものでございます。

次に、財産取得について2件あります。消防ポンプ自動車1台を昭和出張所に配備し、また、高規格救急自動車1台を猪苗代出張所に、さらに普通救急自動車1台を三島出張所に配備するために取得するものであります。

次に、報告案件1件です。会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計繰越明許費繰越計

算書についての報告で、新最終処分場整備に係る用地費及び補償費に係る報告でございます。

議会側提出案件は2件です。議会規則案件として、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会会議規則の一部を改正する規則で、一般質問の通告期限を見直すため所要の措置を講じようとするものでございます。さらに、選任案件1件で、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会常任委員会委員の選任を行いました。これは、会津坂下町及び昭和村より新たな議員が選任されたためです。

これら提出案件については、全議案とも特に異論なく原案のとおり可決承認されましたことをご報告いたします。なお、詳細につきましては、事務局に資料がございますのでごらんください。

以上です。



○議長

日程第4、議案第52号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

議案第52号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成30年4月1日に施行された地方税法等の一部改正に伴い、柳津町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

それでは、私のほうから議案第52号に関しまして補足してご説明を申し上げます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

柳津町税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の柳津町税条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律に基づきまして、国税の取り扱いに準じて町の条例も改正するということになってございます。

まず、第20条関係につきましては、語句等の改正でございます。第24条につきましても、語句等の改正並びに控除対象配偶者と言われていたものを同一生計配偶者という部分で名前を改正するというような考え方で改正でございます。

続きまして、第31条関係、次の第34条関係、続きまして第36条、第47条の3、第47条の5、1項中というものについては、全て語句等の訂正に伴う改正でございます。

次の3ページをお開きください。

第48条第7項中と書いてありますが、ここにつきましては、法人の町民税の申告納付について定めたものでありまして、法令改正に伴います語句の改正というところでございます。

その下になります第52条第1項中と書いてございますが、これにつきましては、法人の町民税に関する納期限の延長の場合の延滞金について定めたというところでございます。

続きまして、4ページになります。

ここが今回大きく改正された部分となっております。まず、第92条というところでございますが、製造たばこの区分と言われるところでございます。この第92条につきましては、新たに新設された条でございます。第92条を新設したことによりまして、今までの第92条を第92条の2として条を改正しております。

第92条の中では、今回、今までは全て加熱式たばこと言われるものでございますが、それも全て紙巻たばこと言われるものにつきましては、シェアそのものが最近1割を超えるというような動向になってまいりましたので、現在まではパイプたばこというところの分類の中に入っていたところでございますが、正式にそれを分けるという形になりまして、5ページになりますが、オというところに加熱式たばこという部分で正式に文言が入ってまいります。その中でも2と3という部分でかみ用の製造たばこ、かぎ用の製造たばこというような形が書かれてございます。

続きまして、第93条関係になりますが、第93条に関しましては、製造たばこみなす場合において法規定の新設に合わせて新設条の追加、みなした製造たばこに係る規定の整備をこの第93条の2で行ったところでございます。

第94条につきましては、5ページから7ページまでずっとつながっているわけでございますが、この条項につきましては、たばこ税の課税標準について定めたもので法の改正に合わせて改正したところでございます。加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数の換算方法につい

て、重量と価格を紙巻たばこに換算する方法をこの規定で整備をしております。加熱式たばこの場合の重量ですと0.4グラムをもちまして紙巻たばこの0.5本分に換算する。加熱式たばこの小売の価格相当する金額でございますが、これにつきましては、加熱式たばこの1本分をもって紙巻たばこの0.5本分に換算するというような考え方でございます。

7ページの第95条中というふうになりますが、これにつきましては、たばこの税率について定めたものでございます。平成30年10月1日から3段階で税率を改正するという形です。ここに書いてある金額につきましては、1,000本につき5,262円を5,692円に改正しますというような考え方でございます。

続きまして、第96条については、条ずれが出てまいりますので条ずれの改正の関係です。第98条の第1項中という形でございますが、たばこ税の申告納付の手続について定めたものでございます。

あとは、附則という部分からなっておりますが、それについては延滞金の割合であったり、延滞金の特例であったりというものを定めてございます。

ずっと飛んでいただきまして、本来の附則と言われる部分になりますが、施行の附則という部分になりますが11ページになります。

11ページの第1条でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するというふうになっております。

4月1日から施行するものについては、地方税法の改正に伴いまして、町・県民税の延滞金であったり、納付の期限の延長と言われるものの改正は4月1日からします。

続きまして、(1)という部分につきましては、先ほど申し上げましたたばこ税に関しましての施行日を10月1日から施行しますということをごとうたっております。

(2)につきましては、平成31年1月1日から施行するとなっておりますが、これは町民税の申告に関しましての語句の改正については、平成31年1月1日から施行するというような考え方でございます。

第2条に関しましては、平成31年度以降に係る適用分についてここで書いてございます。

続きまして、第3条関係につきましては、固定資産税に関する経過措置でございますので、今までの部分を今度は年数を延ばしていくという部分になりますので、平成30年以降分についての適用についてここで書いているというところでございます。

第4条につきましては、経過措置でございますので、先ほど申し上げましたように平成30年10月1日以降から改正しますが、それ以前のものについては従前の税率をもってやります

というような考え方です。

第5条につきましては、手持品の課税に関するという部分でございますので、手持品として持っていた場合については、基本的に今回の改正で3回にわたって税の改正の見直しを行うと先ほど申し上げましたが、平成27年度改正によりまして紙巻たばこ3級品の特例税率の廃止に伴う手持品の課税が行われることから、平成30年10月1日以降で4回の手持品の課税が出てまいります。そのときの手持品の課税の金額を1,000本当たり430円としますという形で価格を定めているというところでございます。

以上が今回の税改正の専決処分の主なものとなっております。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第52号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

日程第5、議案第53号「平成30年度柳津町一般会計補正予算」

日程第6、議案第54号「平成30年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第7、議案第55号「平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第8、議案第56号「平成30年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第9、議案第57号「平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第10、議案第58号「平成30年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第11、議案第59号「平成30年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」については、いずれも関連がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第53号「平成30年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、人事異動等に伴う人件費の補正と、国県補助金等の確定に伴う歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第54号「平成30年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、事業勘定で人事異動等に伴う人件費及び平成30年度のシステム改修等に伴う歳入歳出予算の補正であります。また、施設勘定でも人件費及び診療業務委託費等に関する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第55号「平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、人件費等の歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第56号「平成30年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、人件費の歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第57号「平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、人事異動等に伴う人件費の歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第58号「平成30年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について

提案理由の説明をいたします。

本案は、人件費の歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第59号「平成30年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、人件費の歳入歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第53号から議案第59号までに関しまして補足してご説明を申し上げます。

まず、今回の補正予算でございますが、4月の人事異動に伴います人件費の移動並びに共済費の掛金の率の改定に伴います人件費の補正をしております。人件費のある会計につきましては、全て今回補正対象となっておりますことを最初にお断りをさせていただきたいと思っております。なお、人件費の移動につきましては、人事異動等によるという部分でご説明にさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、早速1ページをお開きください。

議案第53号「平成30年度柳津町一般会計補正予算（第2号）」でございます。

歳入歳出それぞれ167万1,000円を減額し、40億4,832万9,000円とするものでございます。

地方債補正といたしまして、2条で第2表の地方債補正をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的の欄でございますが、通信ネットワーク整備事業並びに会津柳津学園中学校施設改修事業につきましてでございますが、それぞれ国庫補助金を予定していたわけですが、ネットワーク事業につきましては諸経費分については補助対象にならないという部分の結果が参りました。並びに、学校の改修ですが、これは校庭の改修でございます。今回要望していたところ、今回の補助金につきましては、建物等の耐震に対してのみ補助金が該当したというところがございますので、その補助金が減額となっております。しかしながら、両事業とも当該年度で実施したいという考え方を持っておりますので、過疎債という部分で増額

をし事業の実施を進めていきたいという考え方で地方債の補正をさせていただいたところ
でございます。

8ページをお願いいたします。

8ページからが歳入になります。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、ここのものにつきまして、先ほど地方債
の補正をお願いをいたしました無線システム普及支援事業補助金が額確定に伴いまして210
万5,000円減額となっております。その上の段に地方創生推進交付金といたしまして18万
2,000円の減額、これも地方創生の部分で美術館関係で申請をしていたところございま
すが、一部旅費等が認められないという部分で減額になったところです。

教育費国庫補助金でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように校
庭等の整備につきまして国庫補助金の採択が得られなかったという部分で減額をするもの
でございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金でございます。農業費県補助金につきまして
は、中山間地農業ルネッサンス推進事業補助金はソフト事業で10分の10の新規事業でござ
います。歳出のほうでも同額53万6,000円を歳出で見込ませていただいております。

林業費補助金でございます。有害鳥獣対策事業補助金というところでございますが、当初
事業費といたしましては事業費の2分の1で133万4,000円ほど見込んでいたわけございま
すが、今回につきましては、上限200万円という部分で補助金をいただけるというふうにな
りましたので、その差額分を今回補正するものでございます。

教育費県補助金でございますが、社会教育費補助金で92万9,000円の減額となったところ
ですが、これにつきましては、公民館事業の中で福島県地域創生総合支援事業（サポート事
業）健康枠という部分で申請をしたところでございますが、一部採択にならなかったという
部分がございますので、その分に関しまして減額をするところでございます。

県委託金でございます。総務費県委託金については、統計調査費、学校基本調査委託金の
額確定に伴うものです。

土木費県委託金につきましては、県道除草委託金でございます。10万円という部分で額確
定という部分で補正をさせていただいております。対象地区といたしましては、塩野地区の
除草という部分になります。

次のページをお開きください。9ページになります。

財産収入、財産売払収入、出資金返還金収入でございます。これにつきましては、あいつ

ふるさと基金返還金の額の確定に伴いまして2,000円の歳入補正、歳出においても同様の基金積立金の補正をお願いするものでございます。

繰入金でございます。繰入金、基金繰入金といたしまして、文化スポーツ振興基金繰入金60万円、これは先ほどサポート事業で採択にならなかったというお話を申し上げましたが、それにかわるものとして講演会事業の中に文化講演会事業という部分でございますので、スポーツ振興基金を繰り入れをしたいという部分で60万円を見込んだところでございます。

諸収入の雑入の雑入でございます。雇用保険料につきましては、臨時職員を今回補正をお願いするものですから、それに伴う雇用保険料でございます。

雑入の250万円の減額となっておりますが、これにつきましてはコミュニティ助成事業、本年度2地区の要望をしていたところでございますが、1地区のみの該当となったところがありますので1地区分の減額をお願いするものでございます。なお、歳出においても同様の減額が出てまいります。

次のページ、町債、総務債、教育債でございますが、これにつきましては、先ほどの地方債補正で申し上げた内容と同様となっております。

次の11ページから歳出になります。

歳出、議会費、議会費でございますが、これにつきましては人件費の補正です。

総務費の一般管理費でございます。これにつきましても、人事異動に伴うものでございます。

12ページの財政管理費2,000円でございますが、これは歳入で入ってまいりますふるさと基金の積立額です。

企画費250万6,000円の減額となっておりますが、これも先ほどの歳入で雑入で落ちました250万円の減額並びに県過疎地域の負担金の確定に伴う6,000円の減額です。

諸費でございます。諸費につきましては、防犯カメラの精査をさせていただきました。その結果、需用費から備品購入費までの予算の組み替えをお願いしたいというところでございます。需用費につきましては、電気料がどうしても防犯カメラには必要になる。役務費としては定点カメラ、河川についてのカメラ3カ所分でございますが、それについてはインターネットを経由するというふうになりますので、NTTの回線使用料が必要になると。あとは電柱1本の使用料、備品につきましては、カメラ等の備品等を精査した結果114万1,000円の減額となったところでございます。負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましては、防犯灯の設置事業補助金の増でございます。本年度いっぱい70%補助金を終了した

いという部分で区長会にご説明申し上げました。その結果、4地区から追加要望がございましたので、その追加要望に応えるために今回補正をお願いするものでございます。

12目の電算管理費でございます。需用費並びに電柱添架料につきましては、給食センターにイントラ整備、要は財務会計等のネットの整備をする必要がございますので、それに伴います修繕費並びに電柱使用料でございます。

14目の庁舎管理費でございますが、役務費でございます。これにつきましては、役場の前にありますATMから信号機までの間に二、三本ほど大きな木がございます。この木については、木が折れて車に傷をつけたりというようなことも発生しておりますので、今回伐採し根まで掘り起こしをしたいという考え方でございます。なお、跡地利用についても検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、次の13ページになります。

徴税費、徴税総務費については、人事異動等に伴うものです。戸籍住民基本台帳についても同様です。14ページの選挙費につきましても同様です。統計調査費についても同様でございますが、その中で役務費1,000円を置いておりますが、学校基本調査の歳入分1,000円を役務費でとらせていただきました。民生費の社会福祉費の社会福祉総務費につきましても、人事異動に伴うものでございます。

15ページをお開きください。

15ページについて社会福祉費のほうで繰出金として国保事業勘定の繰り出しです。老人福祉費につきましても、繰出金で40万6,000円をお願いするものでございます。

児童福祉費でございます。児童福祉費につきましても、人事異動に伴うものでございます。

次のページ、柳津保育所でございますが、需用費でございます。需用費の修繕費でございますが、これにつきましては、電気温水器1台分の修繕をお願いしたいというところで計上させてもらったところでございます。

西山保育所運営費につきましても、人事異動に伴うものでございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、並びに環境衛生費につきましては、それぞれ国保会計施設勘定、簡易水道事業会計への繰出金となっております。

次のページをお開きください。17ページになります。

農林水産業費、農業費、農業振興費でございます。給料、職員手当は人事異動に伴うものです。報償費から14節の使用料及び賃借料まででございますが、先ほど歳入で申し上げました中山間地農業ルネッサンス推進事業補助金、10分の10補助金でございますが、ここに充当

し、6次化対策等で使用していきたいという考え方で計上させていただきました。

7目の農村総合整備事業につきましては、農業集落排水への繰出金でございます。

次のページをお願いします。18ページになります。

林業費でございます。林業振興費でございますが、森林環境交付金事業の事業費の組み替えをお願いしたいというところでございます。当初賃金等で考えていた作業について、やはり危ないのではないかという部分も考えられますので、危険性を伴うのに町が賃金で雇うのはどうだという部分もありましたので、今回は業者に委託をしたいという部分で予算の組み替えをそれぞれお願いしたいというところでございます。それに伴いまして、当初考えていた基金積立金の額を45万3,000円ほど減額させていただきたいというところでございます。

林道費につきましては、人事異動に伴うものでございます。

次のページをお開きください。

19ページ、商工費、商工費の商工振興費については、人事異動に伴うものです。

観光費でございます。観光費につきましては、19節でございますが、インバウンド事業補助金として98万4,000円の減額という形で上がっておりますが、これは一般枠のほうでサポート事業の申請をしていたわけでございますが、それが不採択になりましたので、町からその団体に対して補助をすることができないというふうになりましたので、補助金を減額するものでございます。それにかわりまして、直営で実施をしていきたいというところでございます。旅費、需用費の印刷製本費、役務費の保険料、使用料及び賃借料のレンタル料、駐車場使用料、この辺が台湾等に行く部分での旅費等のレンタル料となっております。なお、需用費の中の修繕費で96万9,000円の増でございますが、これは瑞光寺公園入り口の遊歩道等の整備の修繕費となっております。

続きまして、土木費、土木管理費の土木総務費でございます。これにつきましては、負担金補助及び交付金で無電柱化を推進する市町村長会の会費3,000円を新たにとらせていただいたところでございます。

次の20ページになりますが、道路橋梁費の道路維持費でございます。委託料として県道除草委託、先ほど歳入でありました塩野地区分の除草委託分をここでとらせていただきました。

都市計画費、下水道費については、下水道事業特別会計への繰出金となっております。

住宅費、公営住宅管理費につきましては、人事異動に伴うものでございます。

次の21ページをお願いいたします。

消防費でございます。消防費の非常備消防費でございますが、これにつきましては、民友

旗並びに団旗等の披露祝賀会のときにパレードを予定しております。そのパレードに対しての消防団員の出動手当をお願いをしたいという部分の旅費でございます。需用費につきましては、祝賀会等でございますが、当初は食糧費等は計上しておりませんでした。ご招待者もいらっしゃいますのでそういう方に対する旅費と食糧費がどうしても必要になるという部分がございますので、今回10万円をお願いするものでございます。

続きまして、防災費でございます。防災費については、全会津防災訓練に伴うものの予算の補正をお願いしたいというところでございます。旅費につきましては、消防団員の事前準備、前日等に対する事前準備が必要になってくるという部分がございますので、その出動手当という部分でございます。需用費につきましては、消耗品並びに原材料費でございますが、当初予定をしていた炊き出しの人数を250人から500人程度に増額をしたいという考え方でございますので、それに伴う入れ物であったり、原材料費、野菜であったり米だったりというものを購入したいというところでございます。食糧費につきましては、10万円ほど慰労会等の部分を合わせましてお願いをしたいという部分でございます。使用料及び賃借料でございますが、B&Gのグラウンドをメインとして使わせていただきます。どうしてもグラウンドが荒れるということが考えられますので、そのグラウンド整備のための重機をお願いをしたいというところで今回補正をさせていただきたいというところでございます。

9款教育費、教育総務費の事務局費でございます。賃金でございますが、今教育委員会の部分で1名、職員の方が病欠という部分で休んでおりますので、その事務補助賃金として60日分程度をお願いしたいというところでございます。

次の小学校費でございます。小学校振興費でございますが、これにつきましては、準要保護の児童生徒の援助分として2名分で22万4,000円を新たにお願いをしたいというところでございます。

22ページの中学校費の会津柳津学園中学校管理費でございますが、これは財源補正となっております。

社会教育費の社会教育総務費でございますが、これにつきましては、人事異動に伴うものとなっております。

次の23ページをお開きください。

23ページの部分でございますが、これにつきましては、今ほどの社会教育総務費と公民館費との中での組み替えという部分が出てまいります。まず、減額となる部分で申し上げますと、公民館費のほうでサポート事業が健康枠という部分で申請していたわけですが、ここで

92万9,000円ほど減額になりますという部分で歳入で申し上げました。そこで対象にならなかったというのが、この報償費と食糧費と言われる部分並びに備品購入費、これはカラーリングの用品一式を購入したいというところがございますが、それについて備品については今回適用にならないと。それと、カラーリングのための業務委託という部分で考えていた部分についても、減額になったというところがございます。備品と委託料につきましては今回減額となりますが、報償費につきましては、これはぜひ実施をしたいという部分で、先ほど歳入で申し上げました文化スポーツ基金の繰入金等を見込んで実施をしていきたい。講師として考えているのは、ビリギャル等の作者である小林さやかさんを招いて講演会をしていきたいという考え方となっております。このような形での予算の若干の組み替え並びにサポート事業の減額に伴う補正という部分でございます。

続きまして、美術館管理費でございますが、これにつきましては人事異動に伴うものと、負担金補助及び交付金でございますが、今回新たに1名の地域おこし協力隊を採用いたしました。その方につきましては、当初町の公営住宅のほうに入所予定でございましたが、今、美術館のほうに1名の地域おこし協力隊が来ているわけですが、その方が住んでいる旧医師住宅の部分ですが、その住宅にシェアをして一緒に住みたいという部分になりましたので、若干値段が違いますので、その分についての住宅負担金として9,000円をお願いするものがございます。

次のページに行きます。

美術館事業費でございますが、これにつきましては、地方創生の対象外となった部分について今回減額をするものがございます。補助金等で減額となった部分についての18万2,000円に対する減額というのは、普通旅費と言われる部分の36万4,000円が金額的に減額になったという部分です。委託料並びに使用料及び賃借料については、予算の組み替えをしているという状況でございますので、全体的には総額としては18万2,000円の減額のみとなっております。

続きまして、保健体育費でございます。学校給食費でございますが、学校給食費の報酬でございます。報酬につきましては、給食センター運営委員でございますが、今現在5名でございますが、三島町から1名の方を新たに委員に委嘱をしたいという部分で1名増となりますので、その部分に伴うものがございます。続いて、共済費、賃金等でございます。ここににつきましては、当初委託料で学校給食費の運搬業務委託と委託で考えていたところがございますが、委託ですといろいろ諸問題も発生するという部分がございましたので、直接町雇用

という部分で賃金で雇用したいという部分で学校給食運搬業務賃金として170万円ほど組み替えをしております。なお、臨時調理員といたしまして、本年初めてできた施設でございますので、1学期中についてはどうしてもなれるまでの期間がかかるという部分がありますので、その分についての賃金等の増額をお願いをしたいというところでございます。なお、需用費につきましましては、表面排水等の修繕の部分の67万円です。消防点検の3万4,000円の増、工事請負費につきましましては、施設整備工事という部分で400万円をお願いするものでございます。なお、内容等については、十分精査をさせていただいて工事に着手していきたいと考えております。

続きまして、次の25ページをお願いいたします。

保健体育費の運動公園管理費でございます。運動公園管理費の中で今回お願いしたいという部分でございますが、これにつきましては、今現在いる職員につきまして6月いっぱいをもって退職をしたいという話がございますので、それ以降の臨時職員として採用したいという部分で共済費並びに賃金をお願いしたいというところでございます。旅費及び需用費でございますが、そのような状況になったことに伴いまして、本年度B&Gのほうに指導員の育成研修にもう1名出す予定でございましたが、それについては取り消しをしたということでございますので、旅費並びに需用費につきましましては2級船舶の資格のための受講料でございますので、それを減額したというところでございます。

予備費でございますが、調整として367万7,000円を予備費のほうに計上させていただいたところでございます。

31ページをお願いいたします。

議案第54号「平成30年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」でございます。

事業勘定の歳入歳出それぞれに30万5,000円を追加し、5億1,430万5,000円とするものでございます。

施設勘定につきましましては、歳入歳出それぞれ247万8,000円を減額し、8,682万2,000円とするものでございます。

36ページをお願いいたします。

歳入でございます。

歳入につきましましては、一般会計繰入金で30万5,000円を見ているところでございます。

次のページをお開きください。37ページになります。

歳出でございます。

歳出の部分で総務費の一般管理費につきましては、人事異動に伴うもの並びに共済の率の改定の部分です。

保険給付費でございます。保険給付費の一般被保険者療養諸費という部分でございますが、負担金補助及び交付金で44万6,000円をお願いするところでございますが、本来であれば会社を離職して国民健康保険に入らなければならなかった方が、前の保険を適用してそれで給付を受けていたということがわかりまして、その療養費を返還するという部分で実質返還されましたという部分で、国民健康保険につきまして遡及して取得をしたという形になりますので、その方に対する療養給付費をお支払いしなければならないという形になりますので、今回44万6,000円を計上させていただくというところでございます。

次のページになります。

保険事業費の特定健診事業費でございますが、これにつきましては委託料です。内容としては、主なものは健康管理システムの改修分となっております。

予備費で82万3,000円を減額したいというところでございます。

47ページをお願いいたします。

施設勘定のほうの歳入でございます。

一般会計繰入金で247万8,000円を減額するものでございます。

次の48ページをお開きください。

総務費、施設管理費の一般管理費、共済費については人事異動に伴うものでございます。委託料等につきましては、当初予定をしておりました医師の方の報酬と今現在、医師として来ていただいている方の報酬の差額分を今回減額をしているところでございます。460万円の減額となっております。

使用料及び賃借料でございますが、これにつきましては、今いらっしゃるお医者さんにつきまして、タクシーでの送迎を猪苗代から実施しているというところでございますので、そのタクシー代といたしまして1日当たり単価契約をさせていただきまして、2万6,500円掛ける200日分を計上させていただいたというところでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、当初予算で計上していた先生について旅費交通費につきましては、実費分について後ほど負担金で払おうという考え方を持っていたところでございますが、それにつきましては、先生がかかったということがございますので減額をしたいとなっております。

続きまして、52ページをお願いいたします。

議案第55号「平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出それぞれ40万2,000円を追加して、5,240万2,000円とするものでございます。

57ページをお願いいたします。

歳入でございます。

一般会計繰入金として事務費繰入金で40万1,000円です。諸収入といたしまして償還金及び還付加算金、これは保険料の還付金として1,000円が今回返ってまいります。

歳出をお願いいたします。次のページになります。

58ページ、歳出、総務費総務管理費につきましては、人事異動並びに共済費の率の改正です。3款の諸支出金でございますが、今ほど歳入で返ってまいります保険料を還付金として還付をしていくというための歳出予算となっております。

63ページをお願いいたします。

議案第56号「平成30年度柳津町介護保険特別会計補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出それぞれ5,000円を追加いたしまして、5億7,700万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、人件費のうち共済費の率の改定に伴います歳入歳出補正となっておりますので、内容につきましては省かせていただきたいと思っております。

73ページをお願いいたします。

議案第57号「平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出それぞれ24万円を減額して、2億9,676万円とするものでございます。

この会計につきましても、人事異動並びに共済掛金の率の改定に伴います歳入歳出補正でございますので、内容については省かせていただきます。

84ページをお願いいたします。

議案第58号「平成30年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出それぞれ9,000円を追加して、8,500万9,000円とするものでございます。

この会計につきましても、共済費等の掛金の率の改定に伴いまして歳入歳出の補正をするところでございますので、内容等については説明を省かせていただきます。

94ページをお願いいたします。

議案第59号「平成30年度柳津町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出それぞれ4,000円を追加して、6,500万4,000円とするものでございます。

本会計につきましても、人件費のうち共済費等の掛金の率に伴う歳入歳出補正となっておりますので、内容等については省かせていただきます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議します。

再開を11時10分といたします。（午前10時56分）

○議長

議事を再開します。（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

○議長

補足説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第53号「平成30年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第54号「平成30年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第55号「平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第56号「平成30年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第57号「平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第58号「平成30年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第59号「平成30年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第12、議案第60号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第60号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明をいたします。

本案は、鈴木富夫氏が平成30年6月30日をもって任期満了となることにより提案をするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議します。(午前11時14分)

○議長

議事を再開します。(午前11時15分)

◇ ◇ ◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました。

住所、福島県河沼郡柳津町大字大成沢字前田473番地、氏名、杉藤宏信、生年月日、昭和30年4月22日生まれの選任につき、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

よろしく願いを申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第60号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第13、議案第61号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第61号「工事請負契約の締結について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津町防災行政無線デジタル化改修工事に伴う工事請負契約の締結につき、議会の議決を求めらるるものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第61号につきまして補足してご説明申し上げます。

16ページになります。

工事請負契約の締結について、柳津町防災行政無線デジタル化改修工事につき、下記のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、契約の対象といたしまして柳津町防災行政無線デジタル化改修工事でございます。

契約金額といたしまして2億1,600万円。

契約の相手方 宮城県仙台市青葉区本町二丁目1番29号 東芝インフラシステムズ株式会社東北支社支社長鈴木康之。

契約の方法として、指名競争入札となっております。

なお、この契約につきましては、平成30年・31年の継続事業となっていることを申し添えさせていただきます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

6番、小林 功君。

○6番

今回の契約に当たっては、落札金額、非常に安く落札されたというように思われますが、指名業者はどこなのか。そして、落札金額がこれだけ安くなった要因等わかればお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

指名業者につきましては、大手の業者を6社指定しております。その中で2社が辞退となりました。その結果において今回このような形となっておりますが、柳津町といたしまして

は、工事の最低制限価格を設けていないということでございますので、このように金額が安くなったという部分が出てきたのかというふうに考えているところでございます。それ以外の業者につきましても、3億円台という部分で札を入れた業者もほとんどでございますので、大分皆さん頑張って入札されたことには間違いはないのですが、入札の結果といたしましてこの2億1,600万円という部分が出てきたと。

なお、この東芝インフラシステムズ株式会社につきましては、現在柳津町が利用している防災行政無線の当初の今使っている納入業者であります東芝さんの関連会社という部分がございますので、この入札された後、支社長さんとお話をさせていただいたところ、どうしても柳津町の防災無線を当社としてやりたかったんだというような話は承っております。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第61号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

日程第14、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」

日程第15、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」

日程第16、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」

を一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」諮問理由を説明いたします。

本件は、長谷川富雄氏が平成30年9月30日をもって任期満了となることにより諮問するものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」諮問理由を説明いたします。

本件につきましても、金子セツ子氏が平成30年9月30日をもって任期満了となることにより諮問するものであります。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」諮問理由を説明いたします。

本件につきましても、猪俣圭子氏が平成30年9月30日をもって任期満了となることにより諮問するものであります。

よろしく願いをいたします。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議します。（午前11時24分）

○議長

議事を再開します。（午前11時25分）

◇ ◇ ◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました。

諮問第1号、住所、福島県河沼郡柳津町大字飯谷字稲荷宮甲972番地、氏名、長谷川富雄、生年月日、昭和28年12月14日生まれ、諮問第2号、住所、福島県河沼郡柳津町大字砂子原字居平87番地、氏名、菊地詔子、生年月日、昭和24年11月19日生まれ、諮問第3号、住所、福

島県河沼郡柳津町大字飯谷字居平乙1098番地、氏名、新井田貴美子、生年月日、昭和32年6月12日生まれの推薦につき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を原案のとおり承諾することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承諾することに決定いたしました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を原案のとおり承諾することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承諾することに決定いたしました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を原案のとおり承諾することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承諾することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第17、報告第3号「専決処分の報告について」を議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第3号「専決処分の報告について」説明をいたします。

本報告は、平成30年2月1日、柳津町大字柳津字下平乙234番地、柳津町役場駐車場内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせます。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第3号につきまして、補足してご説明申し上げます。

21ページをお開きください。

専決第4号でございます。損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解するということでございます。

記、1といたしまして、損害賠償及び和解の相手方でございます。住所、福島県河沼郡柳津町大字柳津字家ノ北山丙378番地62。氏名、横井伸也。

2、事故の概要でございます。平成30年2月1日、福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234番地の柳津町役場駐車場において、庁舎屋上に積もってせり出していた雪の塊が、駐車していた相手方所有の車両に落下し損害が発生したものであります。

3、町の損害賠償額といたしまして11万5,646円でございます。

和解の内容といたしましては、町は相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

平成30年4月23日付で和解をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第18、報告第4号「専決処分の報告について」を議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第4号「専決処分の報告について」ご説明をいたします。

本報告は、平成30年3月26日、柳津町大字砂子原字北ノ沢676番地、西山保育所駐車場内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第4号、専決処分の報告につきまして補足して説明させていただきます。

23ページをお開きください。

専決第5号、和解についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分するということでございます。

記、和解の相手方といたしまして、福島県河沼郡柳津町大字柳津字上中平甲749番地3。氏名といたしまして五ノ井勝子。

事故の概要でございます。平成30年3月26日、福島県河沼郡柳津町大字砂子原字北ノ沢676番地、西山保育所駐車場において、駐車していた公用車に五ノ井勝子所有の自家用車が後方不注意により接触し、公用車に損害が発生したものでございます。

和解の内容といたしまして、相手方は事故に起因する車両の修理費用10万6,013円、並びに代車費用5万1,840円を負担するものとし、一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

平成30年5月14日付で和解をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第19、報告第5号「平成29年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第5号「平成29年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」報告をいたします。

本報告は、地方自治法及び同施行令の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、報告第5号「平成29年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」ご説明申し上げます。

25ページ並びに26ページとなります。まず最初に、26ページをお開きください。

合計の欄でございます。3月議会におきまして繰越明許費として議決をいただいた総額が金額欄というところで、合計15件、1億620万8,000円となったところでございますが、実質翌年度繰越額といたしまして1億498万9,000円となっております。121万9,000円の減額となったところでございます。その変更になった部分についてのみご説明を申し上げます。

前の25ページにお戻りください。

中ほどより少し下になりますが、土木費、道路橋梁費の道路維持管理事業でございます。繰越予算額として200万円でしたが、測量設計委託等の実施発注等に伴いまして70万円の減額となったところでございます。

同じページの下から2行目になります。土木費、住宅費、公営住宅整備等事業でございま

す。1,702万3,000円に対しまして1,650万4,000円でございますが、これにつきましては、公有財産購入費等の確定に伴う減となったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第20、報告第6号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」を議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第6号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、会津若松地方土地開発公社理事長より経営状況の報告があったので、地方自治法の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、報告第6号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」補足してご説明申し上げます。

皆様のお手元に会津若松地方土地開発公社の決算書が届いていると思います。それをお開きいただきたいと存じます。

決算書のまず1ページでございます。

平成29年度会津若松地方土地開発公社の事業報告でございます。

概要でございますが、総括事項といたしまして用地取得等及び処分でございますが、用地の取得等については、平成29年度は実施をいたしておりません。用地の処分についてござ

いますが、会津若松徳久工業団地を1件売却し、その面積は1万1021.68平方メートル、売却金額が3億1,020万1,436円となったところでございます。

収益費用の部分でございますが、収益費用につきましては3億2,098万5,840円に對しまして、費用合計が3億687万446円で、差し引き1,411万5,394円の当期純利益を計上されたところでございます。

トータルとしての債務額といたしましては、平成29年度末で6億8,182万2,774円と債務を持っているところになっております。

なお、柳津町につきましては、会津若松土地開発公社を利用しての土地取得については実施しておりません。

なお、決算書につきまして、詳細についてはこの後ろにございますので、後ほどごらんいただければと思います。あわせて、土地開発公社の平成30年度の事業計画、予算書等も届いて皆様にあると思いますので、ご一読いただければと思います。

以上で報告を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第21、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第62号「工事請負契約の締結について」、追加

日程第2、議案第63号「工事請負契約の締結について」、追加日程第3、議案第64号「除雪機械の購入について」、追加日程第4、議員提出議案第1号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について、追加日程第5、議員提出議案第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第1、議案第62号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第62号「工事請負契約の締結について」提案理由の説明をいたします。

本案は、町営住宅建設工事敷地造成工事請負契約の締結について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第62号について補足してご説明いたします。

工事請負契約の締結について。町営住宅建設工事敷地造成工事につき、下記のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記 1 契約の対象 町営住宅建設工事敷地造成工事。

契約金額 金1億2,204万円。

契約の相手方 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下原道西498番地1 大成建設工業株式会社代表取締役鶴見源一。

契約の方法 指名競争入札であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

1番、岩淵清幸君。

○1番

参考までに、何月何日までか、あるいは何日間かというような工期についてお伺いしたいと思います。代表はこれですが、次の工事の分もあわせてお答えいただければと思います。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

請負工事金額で算出しまして、工期は平成31年3月25日までであります。

以上です。

○議長

継続して次の。

1番、岩淵清幸君。

○1番

何で工期をお尋ねしたかというのと、昨年工事に関して請負明許というようなことで繰り越しになった工事があったと。さらに、3月27日の監査報告によると、8月に入札したものの積雪の影響で延期せざるを得ないという理由の事業もあったと。また、補助金、交付先の都合ということもあったんですが、全体的に工程管理が不十分であると指摘されています。よって、やはり監督する責任が町にはあるということですので、現在6月、これから契約するわけですが、工期の延伸やあるいは積雪による繰り越しというようなことのないよう、工期を守るよう業者を指導していただきたい。これは2つの件一緒です。あるいは、議会に報告のない契約についても工期の遵守ということを特に希望しますので、よろしくお願いいたします。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

契約工期に関しましては、それを遵守するように監督員と私も含めて業者と相談を密にして遵守してまいりたいと思います。（「終わります」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第62号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第2、議案第63号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第63号「工事請負契約の締結について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津町立小・中学校校庭改修工事請負契約の締結について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第63号について補足説明をさせていただきます。

工事請負契約の締結について。柳津町立小・中学校校庭改修工事につきまして、下記のとおり請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記 1 契約の対象 柳津町立小・中学校校庭改修工事。

2 契約金額 金1億692万円。

3 契約の相手方 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下177番地 滝谷建設工業株式会社
代表取締役田中智仁。

4 契約の方法 指名競争入札です。

以上で、議案第63号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第63号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第3、議案第64号「除雪機械の購入について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第64号「除雪機械の購入について」提案理由の説明をいたします。

本案は、除雪機械の購入に伴い購入契約を締結したいので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めます。

なお、詳細につきましては建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第64号について補足してご説明いたします。

除雪機械の購入について。除雪機械購入につき、下記のとおり購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。

記 1 購入の対象 除雪ドーザ、14トン級であります。

契約金額 金2,430万円。

契約の相手方 福島県会津若松市町北町大字始字宮前91番地1 コマツ福島株式会社会津支店支店長宮野義和。

契約の方法 指名競争入札であります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第64号「除雪機械の購入について」を原案のとおり同意することにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第4、議員提出議案第1号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出については、内容を具備しており、先ほど総務文教常任委員長より採択の報告がありますので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第5、議員提出議案第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」は、内容を具備しており、先ほど産業厚生常任委員長より採択の報告がありますので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成30年第2回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、まことにお疲れさまでございました。(午後0時00分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊藤 昭一

同 議員 岩 渕 清 幸

同 議員 磯 目 泰 彦

同 議員 伊 藤 純